

は、米穀と生蠣が主として取り扱われ、集荷された産物は大坂を中心販売された。

しかし、この国産仕組は、藩札の下落で失敗し、天保四年（一八三三）買米を中心とした国産方仕法が開始され、天保五年に国産方役所が設置された。同七年には、領内の余剩米を買い上げる米切手を発行し、産物買集所を企救郡田野浦と上毛郡宇島に設けた。

同十年には、この国産方仕法を中止し、生蠣方会所を設置した。郡中生蠣方のほかに、江戸廻生蠣御会所御用掛として仲津郡大橋村の商人柏木勘七を任命、さらに諸産物田野浦引請世話方として京都郡行事村の飴屋喜兵衛と宇島の万屋助九郎を任命した。藩は、このように、柏木・飴屋・万屋ら豪商を会所仕法の世話人に登用し、徳人依存体制の殖産興業政策を推進していった。

この会所仕法は、弘化二年（一八四五）に中止され、その後、嘉永七年（一八五四）、勝手方引請家老島村志津摩貫倫は、小倉織・製薬・金

山・石炭などの奨励をし、商品作物の開発と藩専売制を実施した。

小倉・行事・宇島の三か所に会所を設置し、田川郡と築城郡にそれぞれ一か所取次所を設けて、領内の米穀と諸産物を集荷し、藩の独占で販売した。

当初、櫛の実の買集めは櫛板場免許人に限定されていたが、一八三〇年ごろには実際に集荷商人が発生していたので、藩は櫛中買人や櫛実問屋を追認していった。「長井手永大庄屋日記」嘉永六年の条には、御用板場櫛仲買人として、長井手永では、統命院・大坂・喜多良・大村・柳瀬・山鹿の各村にそれぞれ一人、崎山村に三人の名前が散見される。これららの櫛仲買人は、「櫛実買方提札」^{（櫛手永）}という免許札を藩より交付された。

櫛仲買人は、その反対給付として、毎年運上銀八匁六分を藩庫へ上納した。なお、慶応四年（一八六八）～明治三年（一八七〇）には、統命院村藤七や崎山村林平蔵のように、板場御免札と櫛実買札の両札を持った職商人もいた。彼らは、櫛仲買札運上銀八匁六分と共に、板場札運上銀四三匁を銀小物成として毎年藩庫へ上納した。

櫛の実の値段は、大坂相場を基準に、毎年十二月中旬に決まり、生蠣は大坂と下関へ回送し、販売された。

四 諸産物の生産と商人札

職人・商人 幕府や領主は、商業・工業・漁業その他の生業に従事する個人や株仲間・座に特權的保護ないし利権を与えるとともに、その経済活動を統制し、反対給付として免許税や営業税に当たる冥加銀あるいは運上銀を上納させた。

小倉小笠原藩でも、職人や商人に、その営業権を公認した証しとして免許札を発行した。当藩では、この免許札のことを「免札」・「札」・「商人札」・「商札」・「棒札」などと呼んでいた。

免許札は、その身一代限りの営業権を保証するもので、他人へ譲渡したり、貸与することを禁じた。したがって、無札のものは商売ができるなかつた。

次の史料は、安政三年（一八五六）八月に、長井手永大熊村太右衛門が紙漉の免許札を申請したときの「覚」^{（長井手永大庄屋日記）}である。

奉願口上覚

大熊村

第55表 長井手永銀小物成勘定

免許札枚数	運上銀
薪馬歩行	52
汲網手	101
古籠鳩	3
鴨鐵投	1
計	186
	230.5

天明4年(1784)

藩の勘定所は、申請内容を検討のうえ、免許札を願主に下付した。免許札を交付され、職人あるいは商人になると、その職種によって決められた法定の運上銀を藩庫へ納入する義務が課せられた。第56表は、明治元年(一八六八)の免許札の種類と運上銀を表示したものである。例えは、紙漉札を交付された職人は、年間一五匁の運上銀を上

右者家内多、農業夫丈出来仕申さず候付、紙漉仕、右余力を以御作方仕入仕度願上奉り候、何卒願の通仰付られ、下置かれ候ハゞ有難く存じ奉候、仍願書差上申候、以上
(安政三年)
辰八月

大熊村願主
太右衛門

同村庄屋

藤太郎

右の通願出候ニ付、宜仰付られ、下さるべく候、以上

当分取計

長井又藏

和田藤左衛門様

一、紙漉御免札壹枚

太右衛門

納しなければならなかつた。

但、歳四拾七、中男、丸面
右者家内多、農業夫丈出来仕申さず候付、紙漉仕、右余力を以御作方仕入仕度願上奉り候、何卒願の通仰付られ、下置かれ候ハゞ有難く存じ奉候、仍願書差上申候、以上

第55表は、天明四年(一七八四)の長井手永の銀小物成勘定である。長井手永は、山村・盆地の土地柄、薪札が一五三枚と多く、運上銀も全体の五〇%を占め、次いで狩猟用の鉄炮札が二〇%を占めていた。また、犀川盆地を貫流する犀川での川漁も盛んで、川魚漁人一七人が一人につき運上銀二匁(投網)を上納していた。第一次産業型の農山村であった。

第57表は、明治三年(一八七〇)の長井手永の諸商人札(免許札)を、第58表は、史料に散見する犀川町域の商人札を一覧表にしたものである。

天明四年(一七八四)以来八六年を経過した明治維新时期には、長井手永でも、紺屋や板場・鍛冶屋・桶屋・鋤掛・竹細工などの家内手工業を中心とする職人が活躍し、商人の取り扱い商品も多様化し、在方商業の発達が顕著になつてゐる。長井手永の中でも、山鹿は宿町として旅商人宿のほか、酒造業・猪口酒商・田舎店商・塩商・魚商・室屋などの在町的職種があつた。そして、犀川町域を南西より北へ流れる犀川の川舟路と、この川に並走する秋月道に点在する崎山には、酒造業・鍛冶屋・竹細工・木綿・晒葛・菜種子座・田舎店商などの職人や商人、大村には、紙漉業・木綿・小垂・田舎店商など、木山には、菜種子絞り・中商店・田舎店商など、統命院には、菜種子座・木綿・下駄挽・竹細工などの職人や商人がいた。さらに、犀川の支流喜多良川の中流に点在する大熊には、紺屋・板場・水車・櫻実仲買・質屋・紙漉業・鍬風呂差・投網川漁人・振り売り商などと、多様な家内手工業や在方商業が発達してい

第56表 諸免許札
年(一八六八) (単位
明治元
又)

綿蠣塩	綿酢瓦桶	水猪鍛	綿醤草瀬	鐵小紺雜合板	醬揚魚蜜	小中大	免
香灰	實手	車口	實油	木戸油物	油		許
手	手	手	荷	米菓	手酒魚	店	札
手	手	手	荷	荷細	造	店	
製燒商	絞造燒屋	酒治座	商絞商	壳工商	屋子藥場	商場	商商商商

竹目附	田綿入引材	綿焚檜肥塩	鐵鋤櫨藍	室商	魚紙質藥	稻塗古土	素人
ノ替	船割	木實炭	物し	棒	大工道具	鐵物	麵
皮舍	木問下	木實炭	細物	物鍊仲	工具	物	手形
笠綿	綿問下	細物		問田宿	問田宿	手細	手細
商	打商	木店	商	商	商	商	商
薬	馬商	商	商	商	商	掛	拔
木	商	商	商	商	屋	工	商
店	商	商	商	商	屋	商	製

四四二八〇	一銀	四二銀	一八八〇	四八二二一	二一四二	御三〇	四一四
五五一枚	一枚	五五一枚	六六五	六六五	三五三	五五銀	三五三
五六五							
五							
五							

荒諸茶杓石燒鬚摺油燒櫛產竹薪蠟鐵血白	菜	大	保	種
葛商手	灰	物	細鍼蠟	道保
仲人		手造	仲工風	鋼振紙
買宿	製子	燒製	商工買商	手
		製り	呂商商	
		壳	藥漉絞	

八八八二二〇	四八一八四四二	二四一三八	一五
六六五	三六	六三三	三五三

反雜油膏竹唐鍋材綿饅	犬ヶ嶽薪	煙管
古笠積木拿釜	木實軀	草管
	間繩細	切
買魚入藥商	竿商屋商工	步馬行商張買

一〇二五	一三六	八二〇	一〇三〇	二〇一〇	三五	四四八	三三六

慶応三年(一八六七)六月の「仲津郡竈數・人・牛馬數書上大寄帳」
 (北九州市立歴史博物館、勢島文書)によると、長井手永の諸職人は五〇軒、御免札受六〇軒、
 節丸手永の諸職人は六〇軒、御免札受は三二軒を数えている。
 同年八月山鹿宿町の村役人たちは、次のような趣旨の歎願書を藩へ提出している。「近來、在村へ追々商札が許可され、在方商業が発達し、宿経済が圧迫されている。それで、在村への商札の認可を取りやめ、宿町のみの交付にしてほしい」という趣旨の歎願である。これに対し、長州戦争で敗れ、企救郡を長州藩に預けて田川郡香春へ退却した藩(香春藩)は、この歎願を容れずに、逆に、在方へ諸商業や家内手工業を奨励し、運上銀を増徴することによって藩の財政を再建しようとしたのである。

年貢徵収の確保が最も優先する藩は、農民に対して年貢皆済前の米穀の売買を厳しく禁じると共に、年貢の徵収期間（所務中）といい、年貢納入が始まつた時から納入が終わるまでの間）、大庄屋の元に免許札を取り上げ、職人や商人の経済活動を一時ストップさせ、年貢の完納後、免許札を返却し、経済活動を再開させた。年貢納入後は、農民の手持米や生

・ 産物・商品を売買することを認めて いる。

米穀・酒・菜種子・生蠣の領外への販売については、既に述べたので、ここでは天保十四年（一八四三）の「長井手永太庄屋日記」に散見される晒葛と木綿の領外移出について述べておこう。

第57表 長井手永の商人札（免許札）

明治三年（一八七〇）

	計	櫛 實 仲 買 工 車 商 掛 商 商 商 商 商 商 商 商 商 商 商 棒 屋 場 屋 屋 屋 屋	竹 水 鑄 付 手 製 雜 菓 口 子 酒 店 店 舍 店 子 酒 店 店 屋 場 屋 屋 屋 屋	中 小 田 鹽 魚 商 質 板 桶 紺 鉛 室	免許札 村名
五		一 三		一	花 熊
二		一		一	統命院
二		一		一	久 富
二			一一		木 山
二		一	一	一	本 庄
○					八ツ 溝
三		一		一 一	古 川
○					谷 口
二			二		大 村
一			一		大 坂
六			一 二 一 一	一	山 鹿
三		一		一 一	柳 瀬
六		一 一		一 一 一 一	大 熊
四		一 一	一	一	崎 山
二			一	一	喜多良
二				一 一	鎧 畑
四		一 二 三 一 二 三 三 一 七 一 一	四 二 一 三 一 二 三	計	

第2編 歴 史

第58表 鹿川町域の商人札（免許札）

	揚	鍛	醤	菜	木	大	鍬	下	旅	小	投	鐵	酒	晒	木	菜	紙	免 許 札	村 名
計																			
一																		花 熊	
五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	統命院	
二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	久 富	
二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	木 山	
三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	本 庄	
一																		八ツ溝	
三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	古 川	
一																		谷 口	
四																		大 村	
一																		大 坂	
三																		山 鹿	
二																		柳 瀬	
三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	大 熊	
九	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	崎 山	
二																		喜多良	
一																		鎧 烟	
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	横 瀬	
一																		伊 原	
一																		伊 原	
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	帆 柱	
四	一	一	一	一	五	一	一	二	一	一	一	六	五	一	三	五	二	計	
八	明	明	慶	元	安	安	嘉	天	天	大	安	年							
	治	治	応	治	政	政	永	保	保	保	政								
	三	二	四	二	五	三	六	三	四	三	二								
	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"								
	(一)																		
	八	六	八	六	五	八	五	六	八	八	五	三	〇	五	三	六	七		
	七	(一)	八	六	九	八	六	八	八	八	五	六		四	三	五	六		
	〇																		

り払つてゐる。
で大坂へ積み登せており、同村紋次郎は、木綿四〇〇反を、一反につき五匁八分で、大村俊平は、木綿五〇〇反を、一反につき五匁五分で、続命院村藤七も木綿二〇〇反を同値で、それぞれ筑前甘木町へ出向き、売